

「新潟県歯科保健推進条例」の一部改正案 骨子

新潟県議会自由民主党議員団

1 一部改正の理由

平成 23 年 8 月に議員立法により、歯科疾患の予防や口腔の保健に関する調査研究など歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するため、その基本理念及び国や地方公共団体等の責務などを定める「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立しました。

これに伴い、「新潟県歯科保健推進条例」との整合を図るとともに、さらなる県民の歯・口腔の健康の向上を推進するため、同条例の一部を改正します。

2 一部改正案の主な内容

(1) 事業者及び保険者の役割を追加

事業者及び保険者は、県内の事業所で雇用する従業員及び被保険者が歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患の予防に向けた取組が促進するよう、歯科保健教育及び歯科健診等の事業の実施に努めるものとする。

(2) 基本的施策の追加

- ・県民が定期的に歯科健診を受けること等の勧奨その他必要な施策に関すること。
- ・市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行う学校保健安全法等に基づく歯・口腔領域の外傷及び障害の防止・軽減対策を推進すること。
- ・児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。
- ・口腔保健支援センターの設置の推進に関すること。

(3) にいがた健口文化推進月間の創設

歯・口腔の健康づくりの習慣化を図り、将来の世代に伝えていくため、「にいがた健口文化推進月間」を設け、その期間は 11 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

(4) 実施状況の公表

知事及び県教育委員会は、毎年度、基本的施策等の実施状況を取りまとめ、公表すること。